

高齢者、障がい者、低所得者世帯、子育て世帯などの
住まい探しでお困りの方。



沖縄県居住支援協議会

沖縄県居住支援協議会

● 沖縄県居住支援協議会とは…？

沖縄県居住支援協議会は、低所得者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進する組織です。

円滑に入居できるよう推進



● 構成団体

本協議会は、不動産関係団体、居住支援団体及び沖縄県をはじめとする地方公共団体（現在5市）の住宅部局及び福祉部局により構成しております。

不動産関係団体

(公社)沖縄県宅地建物取引業協会
(公社)全日本不動産協会 沖縄県本部
(公財)日本賃貸住宅管理協会 沖縄県支部

居住支援団体

沖縄県社会福祉協議会
沖縄県地域包括・在宅介護支援センター協議会
沖縄県住宅供給公社(事務局)

地方公共団体

沖縄県 那覇市 沖縄市 うるま市 浦添市 宜野湾市

● 設立

平成 25 年 3 月 27 日

● 活動内容



住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への円滑な入居の促進および住居の安定化を図るために以下の取組を進めます。

- 居住支援協議会の活動周知
- 沖縄県あんしん賃貸支援事業
- 各種情報提供
- 市町村居住支援協議会の設立促進 等

沖縄県居住支援協議会 事務局：沖縄県住宅供給公社

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町 114 番地 7

TEL:098-917-2461

FAX:098-917-2447

受付時間 / 9:00-17:00 休業日 / 土日・祝日・年末年始

<http://kyojyushien.ojkk.or.jp/>



沖縄県あんしん賃貸支援事業について

住宅確保要配慮者が入居できる民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）や事業者（あんしん賃貸住宅協力店）の紹介や、相談窓口での相談等、居住支援を行うことで、住宅確保要配慮者の入居をサポートする事業です。

入居を受け入れる民間賃貸住宅の登録に加え、不動産店及び居住支援を行う団体の登録を行い、住宅確保要配慮者及び賃貸人双方の不安を解消するための居住支援を行っています。

●あんしん賃貸住宅

住宅確保要配慮者の入居受け入れ及び居住安定に協力することとして登録された県内の民間賃貸住宅

●あんしん賃貸住宅協力店

本事業の趣旨に賛同し、あんしん賃貸住宅の登録促進に努めるとともに、高齢者や障がい者世帯等の入居の円滑化に努めることとして登録された不動産店

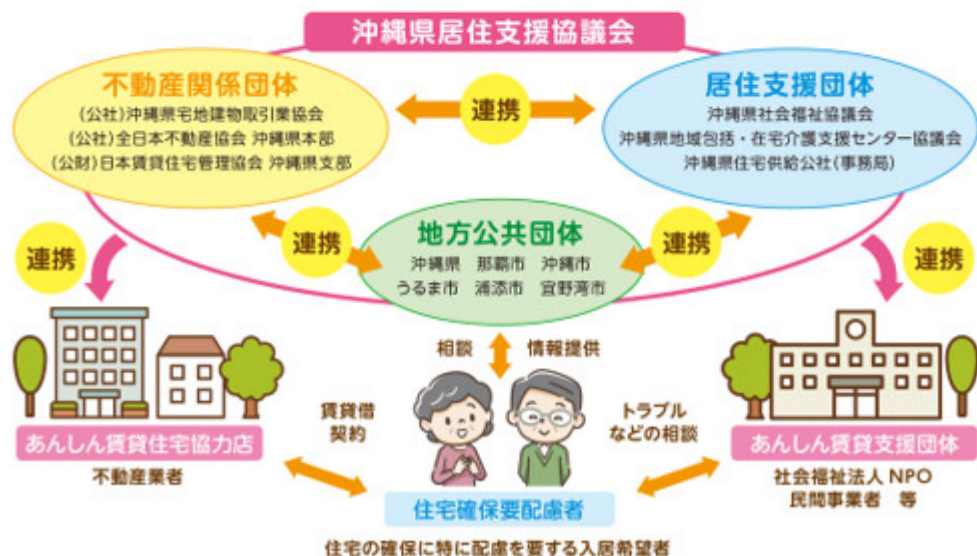


●あんしん賃貸支援団体

高齢者や障がい者世帯等（要配慮者）及び賃貸人に対する居住支援の活動を通じて、要配慮者の入居の円滑化及び居住の安定の確保を支援する団体

●相談窓口

専門のあんしん賃貸相談員が住宅探しに関するご相談などを受け付けています。



「サービス付き高齢者向け住宅について」

単身・夫婦世帯が安心して居住できるバリアフリー、見守りサービス、生活相談を備えた住宅です。入居者の資格は、60歳以上であること。単身者世帯又は夫婦世帯（いずれかの方が60歳以上であれば可）その他県知事が認めるもの。収入による要件はありません。

▶サービス付き高齢者向け住宅の探し方

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム **検索** から、賃貸住宅を探すことができます。

サービス付き高齢者向け住宅の登録手続き等の問い合わせにつきましては下記の窓口へ問い合わせ下さい。

那覇市以外の市町村 沖縄県 土木建築部 住宅課 企画班 TEL.098-866-2418
那覇市内 那覇市 まちなみ共創部 まちなみ整備課 TEL.098-951-3235

新たなセーフティネット制度による「セーフティネット賃貸住宅登録制度」

セーフティネット賃貸住宅登録制度は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を、沖縄県または那覇市に登録する制度です。登録された住宅の情報は、ホームページ等で公表され、要配慮者等が情報を確認できます。また、登録された住宅には一定の要件のもと、改修費等への経済的支援（補助）が受けられる場合があります。



住宅登録要件

住宅確保要配慮者の範囲

- 高齢者、障がい者、低所得者世帯（月収 158,000 円以下）、子育て世帯、被災者（発災から 3 年以内）等
※「高齢者・子育て世帯のみ」など、入居対象とする方の範囲を選択することが可能
- ※入居対象の属性であることを理由に断ることはできない（それ以外の理由により入居を断ることは可能）



登録基準

- 床面積が 18 m²以上であること（共同住居型住宅は別途基準あり）
- 耐震性を有すること
- 台所、便所、浴室、収納設備等があること
- 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失わないこと 等



※補助対象工事等、改修費補助については、下記の担当窓口へ問い合わせください。

問合せ先
(担当窓口)

登録する住宅の所在地

那覇市以外の市町村 沖縄県 土木建築部 住宅課 企画班
那覇市内 那覇市 まちなみ共創部 まちなみ整備課

TEL.098-866-2418
TEL.098-951-3235

「家賃債務保証制度」

家賃の滞納に対する貸主の不安感を解消するために、高齢者等の家賃債務を保証する制度です。連帯保証人の有無に関わらず、制度を利用することができます。

- 対象者 高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人世帯等
- 保証の対象 未払い家賃に加え、現状回復費用及び訴訟に対する費用
- 保証料 2年間の保証の場合、月額家賃の35%を契約時にお支払いいただきます。(原則入居者負担)

○「制度普及協力費」として、保証契約成立1件につき2,000円を貸主または管理者へ高齢者住宅財団よりお支払いします。

●申請、利用方法につきましては、下記窓口へご確認ください。

家賃債務保証制度の利用手続きの流れ

